



「陽気なBOSS」 八田 重一氏

編集・発行/ 三重県障害者社会参加推進センター 〒514-0113 津市一身田大古曾670-2 TEL (059) 232-6803 E-mail: suishin.c@mie-kensinren.or.jp  
社団法人 三重県身体障害者福祉連合会 三重県身体障害者総合福祉センター内 FAX (059) 231-7182 URL http://www.mie-kensinren.or.jp

参画し 協働し 支えあい  
共に生きる まちづくり  
社団法人 三重県身体障害者福祉連合会  
会長 山本 征雄



明けましておめでとうございます。  
お健やかに新春をお迎えのことと拝  
察いたします。

さて、「障害者自立支援法」が施行された以後  
に生じた諸課題について、介護保険と統合しない  
ことを前提として、利用者負担額の軽減や障害程  
度区分、報酬単価、さらには地域生活支援事業な  
ど多くの見直しを国に要望し、その実現に努めて  
いるところです。

昨年、新年早々の1月12日に第1回の「障が  
い者制度改革推進会議（以下推進会議）」が開催  
されて以降、精力的に協議が進められ、6月7日  
の第14回の会議では、「障害者制度改革の推進のた  
めの基本的な方向（第一次意見）」としてまとめら  
れ、6月29日に開催された第2回障がい者制度改  
革推進本部の菅本部長（総理大臣）に提出されま  
した。「第一次意見」は当事者のことは、当事者を  
抜きに何も決めない理念のもとにまとめた宝物で  
あり、これをさらに磨いていくために各大臣のご理  
解とご協力が必要であるとの趣旨の発言が伝えら  
れた。

従いまして、私たちは、障害者自立支援法に対  
する行政訴訟における和解事項の平成25年8月ま  
での基本合意の5項目の完全な履行を目指すなか  
で、「権利条約の批准」に向けた障害者基本法の  
改正、(仮)障害者総合福祉法の制定、(仮)障害  
者を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等  
について緊急的かつ時限的な法改正を含む活動を  
しているところです。

しかし、また一方で国は時同じく平成21年11月  
には、地域主権戦略会議を設置して、指定障害者支  
援施設等の基準の条例委任、ひもつき補助金の一  
括交付金化などの「地域主権改革2法案での制度  
化」を目指しており、この法案の動向によっては、  
現在検討を進めている「障害者制度改革会議の検  
討内容」にも根底から大きく影響を受けることから、  
注視し、整合性を追及していく必要があります。

私たちは、国民的合意形成のもとで関係諸機関  
との連携を密にし、ご支援・ご協力のもとで「障  
害を理由に参加を拒むことのない脆くない社会の  
実現」を一塊になって、「スクラップ&ビルド」  
のもとで提言し、粘り強く活動し、協働して、一  
つひとつの実現を目指してまいります。

結びにあたって、新年も、さらなるご理解、ご  
協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げますと  
ともに、皆様方のご健勝、ご多幸を祈念し、挨拶  
とさせていただきます。

障がいのある人もない人も共に  
暮らしやすい社会の実現に向けて



三重県知事 野呂 昭彦

新年あけましておめでとうございます。  
皆様には、心新たに清々しい新年を  
お迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、高い失業率や若年者の  
厳しい雇用状況とともに、円高やデフレの長期化、  
海外経済の減速などによる輸出の鈍化など、国内  
経済は依然厳しい状況が続きました。一方、地域  
社会においては、所在不明の高齢者や相次ぐ児童  
虐待など、人と人の繋がり、社会のあり方そのも  
のが問われる出来事がたくさんありました。

このような「時代の峠」ともいえる今だからこ  
そ、誰もが希望をもって共に暮らしやすい社会を  
めざし、地域や経済の元気の回復を図るとともに、  
地域の絆を再生する着実な取組を続けていくこと  
が必要です。

このため、本県では、県民の皆様と行政が共に  
「公(おおやけ)」を担う「新しい時代の公」の考  
え方のもと、地域の人や資源を生かして生活の質  
を高める「文化力」に基づく県政運営に取り組ん  
できたところです。

引き続き、厳しい状況が続く雇用経済情勢への  
対策に取り組むとともに、しあわせを実感できる地  
域主権社会の実現に努めてまいります。

さて、障がい者福祉においては、昨年1月に障が  
い者や関係者で構成する「障がい者制度改革推進  
会議」の第1回会議が開催され、これまで部会も  
含めると30回を超える検討が重ねられてきました。

6月には、「障がい者制度改革の推進のための  
基本的な方向について」が閣議決定され、今年予  
定されている障害者基本法の抜本改正、24年度  
以降の「障がい者への差別を禁止する法律」や  
「障害者総合福祉法（仮称）」の施行に向けて、更  
なる検討が重ねられているところです。

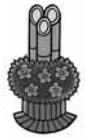
県といたしましても、国の障がい者福祉制度の  
行方を見据えながら、障がいのある人が真に安心  
して地域で自立した生活を送ることができるよう、  
相談支援体制の充実をはじめ、福祉的就労から社  
会的事業所など多様な働き方の実現に向けた検討、  
日中活動や暮らしの場の確保、情報コミュニケー  
ション支援などの取組を市町、関係機関と協働で  
進めたいと考えています。

本年も引き続きご支援とご協力を賜りますよう  
お願い申し上げます。

最後になりましたが、本年の皆様のご多幸とご  
活躍を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせ  
ていただきます。



# 新年おめでとうございます



## 三重県知的障害者育成会

### 三重県障がい者権利擁護委員会

2000年（平成12年4月施行）介護保険との統合を機会に、判断能力が不十分な人の法的行為や財産管理を代わって行う人を選任出来る制度として成年後見人制度が施行されました。対象者は、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者です。

この制度ができるまでは禁治産者・準禁治産者と戸籍に記載され、該当者になった人は権利を守る対象ではなく、権利を剥奪する対象となっていました。

念願の成年後見制度が制定されましたが、介護保険導入にあわせて判断能力が不十分な高齢者との介護保険利用契約を目的にされたため、十分な議論がつくされたとはいえません。

例えば、後見人が選任されれば選挙権を失います。後見人・保佐人が選出されると国家公務員法・地方公務員法の第5条1項の欠格条項によって公務員採用試験の受験資格が剥奪されます。

これらは、被後見人・被保佐人を自動的に法律にある禁治産者・準禁治産者に当てはめたために権利を奪われたものです。私たちは、我が子を守るために利用した制度で権利を奪ってしまったのです。

成年後見制度を利用すれば全ては、ばら色というわけではありません。対象者の行為を制限する部分ではありますが、現状では、唯一判断能力が不十分な人を守るための制度利用です。

育成会では、制度利用によって不具合を改正する声を上げていくべきだと考え、三重県障害者権利擁護センターの設置を目指して県に要望しました。

昨年度から県主催の成年後見制度ワークショップの開催を委託されています。

今年度のワークショップの日程をご紹介します。

◎第1回 平成22年12月9日(木)に開催済み

◎第2回

日時：平成23年1月18日(火) 10:00～12:00

場所：県四日市庁舎（四日市市新正）

※ 全日本手をつなぐ育成会では、選挙権の剥奪については権利侵害だとして各方面に働き掛け、権利擁護セミナーを開催しています。

### 東海北陸手をつなぐ育成会大会

愛知県・岐阜県・静岡県・福井県・石川県・富山県・名古屋市・三重県の7県1市で組織している東海北陸手をつなぐ育成会協議会では、持ち回

りでブロック大会を行っています。

来年度は、三重県が開催地となります。

日時：平成23年10月1日(土)～2日(日)

場所：伊勢志摩ロイヤルホテル（志摩市磯部町）

今回は、育成会の活性化を図るために開発された家族支援プロジェクトのワークショップ実施のためのファシリテーター養成講座東海北陸ブロック版を企画しています。時間が短いために全てのプログラムを説明できませんが、ワークショップの開催のためのファシリテーターとしての心構えを中心に企画をしています。

障がい者総合福祉法の検討がなされていますので、なかなか状況が読めないところで分科会の構成に最終判断がつかかかっていますが、今を生きる知的障害者にとって有意義な大会にしたいと思っています。

**家族支援プロジェクト：**『親自身が変わろう！知的障害者親の会によるわが子の権利擁護・地域生活支援プログラム開発』です。このプロジェクトは、「家族支援の必要性を理解する」「気持ちやコミュニケーションの重要性を理解する」「親と障害のある子どもの距離を見直し、次の一歩を踏み出す」など、ワークショップを通じて学び合うことを目的としたものです。

**ファシリテーター：**集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、順調に進行するように口添えする役。議長と違い、決定権を持たない。

事務局 ☎ 059-225-3930

F 059-225-3935

ホームページ <http://www.12.ocn.ne.jp/~oyanokai/>

E-mail: [oyanokai@eos.ocn.ne.jp](mailto:oyanokai@eos.ocn.ne.jp)

## 三重県精神保健福祉会

〈差別と偏見・誤解の解消に向けて〉

毎年、民間医療機関において「精神障がい者の受診拒否」が県内において発生しています。私たち家族にとっていたたまれない問題です。

民間のアパート・マンションの入居を拒否されることは日常茶飯事です。

精神障がい当事者の「個性」が不審者として通報されて、登下校時には「外に出さないように…」を意図した電話が家族の元にあたりするのです。

どうしたら、このようなことがなくなるのでしょうか？

精神障がいも体の一部（頭）の障がいなのです。身体障がいや知的障がいと一緒にのです。

100年間にもわたって精神分裂病（統合失調症）という呼び方（人格否定？）をされたことなどが要因となって、精神の当事者だけが「何をするか分からない、怖い人たち」という誤ったイメージが定着しているのです。

私たちは「誤ったイメージ」（偏見・誤解）を払拭しない限り精神障がいの当事者に対する偏見・差別・人権侵害は無くならないと考えています。

「偏見・誤解」解消の最も有効な手だては「当事者との交流」です。

小学生、中学生のときから、精神障がいの当事者と交流し、障がいの個性（親切でやさしく、思いやりのある）を感じる経験を積み重ねるなら、必ず展望は開けると思います。

四日市のある地域で、小学校の総合学習を活用して「交流」を体験した生徒が中学生になってもその精神障がいの作業所に立ち寄ってくれるというほほえましい教訓もあります。この生徒たちは大人になっても障がい者に対する「正しい理解」が醸成されることでしょう。

子どもの時から正しい理解の環境があれば、精神科の「敷居」が高くなることなく、身近に「閉じこもり」などの「無気力状況」（陰性症状？）の人が発生しても早期に医療と結び付けることにより早い回復が可能となります。

小・中学校における障がい者との交流は「精神疾患・精神障がいの正しい理解」の促進に大きく貢献できると確信しています。（理事長 山本 武之）  
事務局 〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34

三重県こころの健康センター内  
☎・F 059-271-5808

E-mail:sankaren@sbm.mint.or.jp

## 三重県聴覚障害者協会

一昨年「10.30全国大フォーラム」で、当時の長妻厚生労働大臣が「障害者自立支援法」の廃止・新法制定を明言したにもかかわらず、今年の5月には突如「障害者自立支援法一部改正案」が国会に上程されました。この一部改正案は当事者の意見を聞くことも提案をすることも知らされることなく出され、その内容は先ほどの厚労相の発言や障害者自立支援訴訟団の和解条項にある「応益負担の廃止」が盛り込まれていないものでした。また、「新たな法整備までの暫定的なもの」と言いながら、一部改正案には期限を設けておらず、

そしてなによりも「障がい者制度改革推進会議」の意見や議論が全く反映されていません。

幸いにもこの一部改正案は、私たち障害者団体の粘り強い抗議行動で廃案に追い込むことができました。しかし、この廃案となった法案がなんの検討、変更も無いまま、再度臨時国会に出され、11月18日に衆議院で提案、可決し、参議院に送付される事態となりました。昨年度の全国大フォーラムで障害者自立支援法改正案の廃案、新法の早期制定を求めてきた我々障害者団体及び当事者の意見、そして思いが無視されたと思わざるをえません。地域で当たり前、人間として誇りをもって生きたいという思いを無視する暴挙には怒りが湧いてきます。

これらの問題に対し、全日ろうあ連盟及び傘下組織の都道府県ろうあ協会は地元の参議院議員に我々障害者の思いと怒りを再度伝えるべく、障害者自立支援法改正案の廃案を求める文書をFAXしました。また昨年6月初頭に島根で開催された全国ろうあ者大会で満場一致で承認された、「手話は言語」を広く国民に啓発・普及し、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを保障する制度を求めて、「新しい法制度を求めるパンフ・署名運動」も全国的に展開されています。現在、三重県聴覚障害者協会も県内各地でかつて私たちろうあ者を取り巻いていた差別や偏見などの苦しみ、それを打ち破るためにも、新しい法制度を求めるパンフ・署名運動を進めています。すでに多くの署名が当協会に寄せられています。“私たちのこと抜きに私たちのことを決めないで！”を合言葉に頑張りましょう。

事務局 ☎ 059-229-8540  
F 059-223-4330

ホームページ <http://sanntyoukyou.blog.ocn.ne.jp/zyouhou/>  
E-mail:deaf.mie@viola.ocn.ne.jp

## 三重県視覚障害者協会

「三重県視覚障害者支援センター」の管理運営については、引き続き、平成23年度から平成28年度まで、指定管理者としての指定を受けることができました。よろしくお願い致します。

点字図書館業務としては、昨年4月から、全国ネットの「サピエ」が運用開始され、今年の10月現在、全国で約8,000人の個人会員が、点字データやデイジーデータなどを直接ダウンロードするなどして利用しています。なお、電話代が必要ですが、特定の機種の手帳型携帯電話からもアクセス

できるようになっています。また、パソコンや携帯電話を利用しなくても、これまで通り、支援センターから借り入れもできますし、プライベートサービスや、対面朗読などもご活用ください。

日常生活訓練事業についても、歩行訓練や、料理などの家事訓練、日常生活用具等の使い方、点字指導、社会資源の活用などを協会の各支部との連携のもと、できるだけ各地域で行います。

また、情報デバイドの解消のため、インターネットからの情報入手や、パソコンでのメールができるようIT教室や、ITサポーターの派遣も行います。更に、水泳、卓球、ボウリング、ハイキング、グラウンドゴルフなどで、健康づくり、体力づくり、仲間づくり、ボランティアさん等との交流などを行います。

なお、これらの行事の開催予定などを、点字版や、テープ版、デジ版、墨字版の「視覚障害者生活情報誌『はなしょうぶ』」でお知らせします。「はなしょうぶ」は、メールでの配信や、ホームページにも掲載しています。無料ですので、御希望の方はお申し出下さい。

また、昨年10月、①三重県視覚障害者支援センターの施設の充実と専門指導員の配置、②公共交通の維持、ユニバーサルデザインの推進、外出支援制度の強化、外出先での代読・代筆を初めとするコミュニケーション支援の充実、③障害者差別禁止条約の批准、関連国内法の整備、だれもが住みよい地域社会をめざす三重県条例の早期実現、障害者総合福祉法の制定において視覚障害の特性が尊重されること、④あんま・はり・きゅう業務は国家資格が必要であることの周知と、法律に違反する業者の取り締まり、の4項目を決議した三重県視覚障害者福祉大会を柱に「あいふえすた」を津市で開催しましたが、今年は10月20日に、松阪市で開催しますので、たくさんのご参加をお願いします。

なお、第64回全国盲人福祉大会が6月3日の金曜日から5日の日曜日にかけて、島根県松江市で開催されます。協会では、バスを仕立てて参加する予定としていますので、こちらの参加もお願い致します。

事務局 ☎ 059-228-3463

ホームページ <http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/>

E-mail:mieten@zc.ztv.ne.jp

## 三重県脊髄損傷者協会

リニア中央新幹線の実現に向けて具体的な計画が発表されました。最高速度が500キロで、東京一

名古屋間は最速で40分になるようです。ぜひ一度は乗りたいと思います。

車いす使用者は、社会生活で移動制約があり、移動障害者とも言われています。初期のバリアフリー活動は、この移動障壁をいかに無くしていくかが目的でした。

バリアフリーは法律の整備と共に少なくなり行動範囲も増えました。健常者の対応も変わったと感じます。

しかし、路線バス以外のバスや、無人駅など利用が出来ない場所もたくさんあります。乗ってしまうとその利便さは格別です。公共交通機関を利用する人たちは、スムーズに乗れない場合、いろいろ知恵を絞って利用しています。ノウハウと言うのでしょうか、聞くと面白い話がたくさんあります。

脊損協会では、多くの車いす使用者の方に公共交通機関を利用してもらいたいと考えています。今年度の「障がい者の明るいくらし」促進事業で、公共交通機関の利用体験を計画しました。3月に最後の体験会を実施します。興味のある方は、ぜひ参加してください。

行き先 津なぎさまち～セントレア～名古屋

日時 3月（詳細は未定）

事務局 ☎ 059-386-9733（松田）

## 三重県喉友会

当会は昭和30年創立、今年で57年目、現在会員数は140名、全員種々の疾患のため喉頭摘出術を受け、発声機能を失った方々の患者会である。当会はその方々が第二の声を獲得し、家庭、職場に楽しく復帰するよう教育する事を第一の目的としている。又、会員同士の相談や親睦の場としても活発な活動がなされている。全国各県に一つ有り、全国一本で日喉連（日本喉摘者団体連合会）として、各県は独立しながらお互いに協力している。本年の主な行事予定は以下の通り。

毎月 発声教室を開催中

※第一水曜日 13時～15時 市立四日市病院発声教室

※第二木曜日 10時～12時 山田赤十字病院発声教室

※第三木曜日 10時～12時 三重大学病院発声教室

研修会…東京、大阪、神戸などで開催され、希望者は参加出来る。

総会（研修会）…春と秋の年2回、三重大学医学部三翠ホールで開催。1泊研修も有り実生活の体験、親睦の場とし活用。

事務局 ☎ 0596-24-1901（脇田）

F 0596-24-6256

## 友 愛 会

昨年11月23日～24日菰野町「寿亭」において秋の宿泊体験研修会を開催しました。強風のためロープウェイは運転を休止しておりましたが紅葉が大変きれいでした。

到着後すぐに研修会に入りました。全員が一室に集まり、久しぶりに会員が顔を合わせ懐かしいな、元気だったかな等会話が弾みました。

事項書により会長からの説明がありました。経過報告、今後の事業計画の話の後、参加者の話し合いが始まりました。主な内容は、会員同士連絡がしたいので会員名簿を配布してほしい、久しぶりに集まり宿泊し自分の悩みを聞いてもらう体験談等、アドバイスを貰い本当に意義のある集会で今後も続けてほしいという意見があった。

23年の事業計画は、3月新会員研修、5月総会および春研修会、6月春宿泊体験研修、10月秋研修会、11月秋宿泊体験研修を予定しておりその都度ご案内しますので多数の皆さん方の参加を期待します。

会 長 ☎ 0596-52-5623 (豊田竜平)

事務局 ☎ 059-226-5201 (在間敏明)

## 三 互 会

創立30周年記念事業としてプチフォーラムを平成22年9月19日アスト津にて開催しました。

講演内容は、三重大学大学院医学系研究科腎泌尿器外科学分野教授 杉村芳樹先生より、「前立腺の病気・肥大症とがん」、三重県健康管理事業センター岸田麻弓保健師より、「検診結果を上手に生かそう」でした。三重県内総合病院や津市役所障害福祉課にポスター・ちらしの配布を依頼し、また、中日新聞ウィークリー情報に掲載されたことから、多数の方の参加をいただきました。

公益社団法人移行を目前にひかえ、市民参加型のプチフォーラムを開催できました。今後も機会があれば開催したいと考えています。今回、後援を戴きました三重県がん相談支援センターでは3月13日(日)に「がん患者とサポーターのつどいフォーラム」を開催致します。

毎回好評の社適研修旅行は11月19日湯の山温泉壽亭で実施しました。今回は医師の立揚から助言と提案を頂いていますJOA顧問医会会長進藤勝久先生が発行した小冊子「ストーマにも愛の手を！～ストーマ介護ガイド～」を元に研修を行いました。オストメイトの一人として大変参考になりました。

した。また、介護者を念頭に書かれていますので、将来私たちが家族や施設の方による介護が必要になった時に頼りになる小冊子です。

オストメイトに協力をしていただいている団体にはJOA顧問医会の他に、皮膚・排泄ケアを専門とする看護師のET/WOC協会や人口膀胱や人口肛門の補装具を取り扱っています日本ストーマ用品協会があります。日本ストーマ用品協会においては、災害救助法適用地域内の被災したオストメイト・病院にストーマ装具等の1カ月間の無料提供サービスを日本オストミー協会と連携して実施します。

事務局 ☎・F 059-245-1699 (高)

## 三重県ことばを育む会

円高、尖閣諸島、北によるオリンピック島砲撃、政府与党からの問題発言等で、「ハヤブサ」の帰還やノーベル賞受賞など、明るいニュースが消えてしまうほど、暗いニュースの連続だった平成22年。国民や国際社会に確固たるメッセージを発信できない、何もできないことが露呈されればなしの民主党の政治、例えばこの国の福祉政策にとてつもないリアリティーを以て望んでいる我々と、政策全般に現実感が欠如している現政権の間には大きな溝ばかりが際立っていると思います。

今年はどんな1年になるのか、「いい年になりますように。」と願ってはみるものの、宝くじに当たるより難しそうです。

でも、私たちの活動は投げ出すわけにはいきません。今年も言語と発達に障がいをもつ子どもたちと親御さんたちに相談事業を実施します。今年も11月中旬に、県北部の都市で行う予定です。また改めてご案内申し上げます。

☎・F 059-231-9107 (福田) (平日9時～5時)

☎・F 0595-83-5002 (平日・休日17時以降)

E-mail:fukudakk@human.mie-u.ac.jp (随時)

## 三重心臓を守る会

### 今年度の活動

昨年度新型インフルエンザ流行のため延期になっていた三重大教授・竹井兼之先生の「心臓病に関しての肝臓病」講演・相談会を6月6日、療育キャンプが8月8～9日とありました。

学校のプールに入れないうちの子どものための水泳教室は8月24日、毎年している救急法講習会は9月9日に勉強しました。

11月6日には三重大の胸部外科教授・新保秀人先生に「小児心臓病・最近の話題」として講演・

相談会がありました。学生の急死が減ってきた理由として、心電図検診が始まったこと、AEDの学校設置が大きいことを聞き、私達の会が早くから県にお願いに行った効果があったことが分かりました。また、医療器具の展示説明があり、人工心臓も見せていただき、これがあって今の心臓手術の成功があることに胸がジーンとしました。その他にも人工弁、生体弁、人工血管、練習用の生々しい心臓、メス、針と糸など日頃見られない治療器具に医学の進歩を感じながらの貴重な体験でした。

12月23日にはクリスマス会をかねてイチゴ狩りがありました。今後も子ども達と楽しみながら、親も相談・勉強会をしていく方針です。

事務局 ☎ 059-255-4661 (西村)

☎ 059-229-2506 (油島)

### 三重県肢体不自由児(者)父母の会連合会

保護者の皆さん、障害児者を抱え又生活も抱え毎日ご苦労さんです。苦労も可愛い我が子の為です、これからも我々保護者が頑張り生まれ育った地域で安心して楽しく暮らして行ける様に努力致しましょう。

#### 平成23年度事業活動内容

##### ◇福祉大会の部

(1)東海北陸ブロック福祉三重県大会

(2)県肢連主催 福祉志摩支部大会を同時に開催致します。

期日 平成23年7月2日(土)～3日(日)

会場 ホテル志摩スペイン村

1日目は、福祉大会に参加して障害福祉制度の勉強をする。

##### ◇『障害者の明るいくらし』(委託事業)

2日目は、テーマパーク志摩スペイン村にて ※保護者の慰労会も兼ねて、対象者の社会体験学習と交流会を開催致します。

◇その他の行事については、検討中で決まり次第ご連絡致します。

上記の件について、各支部会長さんからご連絡致しますが早く知りたい方は下記へお尋ね下さい。  
三重県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 伊藤 隆二  
志摩市志摩町和具867-6 ☎0599-85-0987

### 三重県知的障害者福祉協会

平素は関係団体の皆様に当協会活動へのご理解、ご支援いただいておりますことに心より感謝とお礼を申し上げます。

さて新しい障害者福祉の法律「障害者総合福祉

法」の策定、施行を目指して「障害者制度改革推進会議」を中心に議論が進められている中で、昨年12月3日に参議院において「障がい者制度改革推進本部等の議論を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(つなぎ法案、自立支援法改正法案)」が可決され、施行されることになりました。

今回、①改正の主旨、②利用者負担の見直し、③障害者の範囲の見直し、④相談支援の充実、⑤障害児の強化、⑥地域における自立した生活のための支援の充実に関する点が改正されることになりました。

しかし、この改正で公布日施行となっているものは、①の改正の主旨と発達障害を自立支援法の対象とする②の障害の範囲の見直しにすぎず、他の項目に関しては、平成24年までの政令で定める日、若しくは平成24年4月1日の施行を待たなければなりません。

さらに今回の改正が従来実施されてきた特別対策の継続が前提になっているのかも定かではありません。

私たち障害のある方を支援する事業者にとっては、報酬の日額制や新事業体系への移行、バランスを欠く報酬単価、複雑な加算制度等々、日々の利用者支援に影響を及ぼしかねない様々な課題を抱えながら事業を進めております。

障害のある方にとっては、後戻りできない現実の日々「今」の暮らしがあります。

また、私たち事業者にとっても障害のある人の「今」の暮らしへの支援にその手をひと時でもゆるめ、立ち止まることは許されません。

国政全体についても言える事かも知れませんが、障害者施策をめぐる法改正や新法制定の動きは国の財政や政治勢力の摩擦等の影響を受け、「今」の大切さがなおざりにされているような気がしてなりません。

私たち協会は、障害のある人達の支援に関わるものとして、「今」に注目し、さらなる障害福祉施策の充実を求め、これまで以上にそのための活動の充実と情報の発信をして参りたいと考えております。

つきましては、県内の関係団体の皆さんと連携させていただきながら、またご支援とご協力賜りながら活動を進めて参りたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。  
(会長 近藤 忠彦)

事務局 ☎ 059-268-1115 (本弘)

## 三重県重症心身障害児（者）を守る会

平成22年度行事及研修会

第38回医療講演会 平成22年11月7日

於 四日市市民交流センター 参加者 105名

講師 国立病院機構、南京都病院 宮野前副院長

演題 「重症心身障害児（者）の生活と医療」

講師 三重県立総合医療センター

小児科 太田医長

演題 「重症心身障害児（者）における、てんかん、治療、最近の話題」

今後の予定

1. 在宅交流セミナー在宅者研修（国庫補助事業）

於 玉城町保健福祉会館 平成23年2月3日

講師 藤井典善氏 山田日赤病院ケースワーカー

山下祥子氏 プレスセンター長

林 裕紀氏 玉城町生活福祉課 課長

2. 在宅児（者）に対する一泊保養事業（県委託事業）

① 紀州熊野地区 平成23年2月12日、13日

於 瀬流荘 70名参加予定

② 北勢地区 平成23年3月の予定

於 湯の山 30名参加予定

昨年新政権が発足し「障害者自立支援法」を廃止して「障がい者総合福祉法（仮称）」の新設に向けて障がい者制度改革推進会議が発足し、その中で入所施設等の問題で意見が出され、今後の動向が懸念されます。

事務局 ☎ 0595-68-1702（福西）

## 三重県身体障害者総合福祉センター

三重県身体障害者総合福祉センターは県の指定管理者として「障害福祉サービス事業所」と「身体障害者福祉センターA型」を運営しています。

障害福祉サービス事業所については、脳血管障がいや脊髄損傷などで肢体不自由や高次脳機能障がいのある方に対して自立に向けた支援を実施し、これまで多くの方々が単身生活や就労などの地域生活に移行されています。具体的には、障害者自立支援法による各種リハビリテーションを行う施設として、①自立訓練（機能訓練）②自立訓練（生活訓練）③就労移行支援④生活介護⑤施設入所支援⑥短期入所といった6つの事業を展開しています。詳しくはホームページをご覧ください。

身体障害者福祉センターA型は、各種相談の実施、リハビリテーションの実施（介護保険と医療保険で実施）、障がい者のスポーツの推進、研修事業等を実施する施設として機能しています。この内、

障がい者スポーツについては、全国障害者スポーツ大会への派遣や三重県障がい者スポーツ大会（陸上・フライングディスク・ボウリング・卓球）などを実施し、毎年大勢の方々にご参加・ご協力をいただいています。皆様も是非参加してください。

今後とも、当センターの取り組みについてご支援、ご協力をたまわりますようよろしくお願いいたします。

事務局：三重県身体障害者総合福祉センター・経営企画グループ

☎ 059-231-0155 F 059-231-0356

ホームページ：<http://www.mie-reha.jp>

## 三重県雇用開発協会

「三重県障がい者技能競技大会（アビリンピックみえ）開催のお知らせ」

第8回三重県障がい者技能競技大会が平成23年1月29日（土）に三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670-2）で開催されます。

この競技大会は、障がいのある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その理解と知識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として開催されている大会です。

ハンディーを乗り越え、職業人、社会人として活躍されている選手たちの競技姿を、ぜひ会場でご覧下さい。ご来場をお待ちしています。

※アビリンピックとは、アビリティ（能力）とオリンピックを合わせた造語で「能力のオリンピック」を意味しています。

詳細は、電話にてお問い合わせ下さい。

大会事務局（社）三重県雇用開発協会

津市島崎町137-122 ☎ 059-225-7832

ホームページ <http://www.mie-koyoukaihatsumi.or.jp>

E-mail: [mie@vy.jeed.or.jp](mailto:mie@vy.jeed.or.jp)

## 三重ガイドヘルパー連絡協議会

身体障がい者との“ふれあい交流会”を平成22年8月22日（日）に桑名市民会館に於いて、桑名市にあるNPO法人「夢工房」の方々17名、参加会員26名とで、非常に有意義で、且つ楽しい、ふれあい交流会を実施することが出来ました。

ガイドヘルパーとしての“スキルアップ研修会”を平成23年2月13日（日）に松阪市中川新町地域交流センターで、歩行訓練士前川賢一氏の指導により開催する予定です。（冨田）

事務局 ☎ 059-232-6803

（三重県ガイドセンター内）F 059-231-7182

## 電動車椅子サッカーチーム・MAX チームサポーター募集

皆さん、こんにちは。電動車椅子サッカーチームMAXです。

私たちは原則週一回（毎週日曜日が中心）で、チーム練習を行っています。

私たちは重度障がいのため、私たちの練習のサポート（練習に必要な用具の出し入れや、ボール拾いなど）をして下さる、ボランティアの方々を募集しています。



練習場所、連絡先は下記の通りです。

皆さんからのご連絡をお持ちしています。

☆練習場所 三重県身体障害者総合福祉センター内体育館

☆連絡先 MAX チーム代表者 小倉

(TEL 090-1283-2334)

### ～平成22年度三重県身体障害者交通安全啓発事業開催～

12月11日(土)、名張市防災センターに於いて、県内各地から106名が参加、名張地区交通安全協会事務局長園浦肇氏による交通規則の遵守など交通安全についての講話、DVD研修、その後「マックスバリュー名張店駐車場」に移動し、多くの来店者にパンフレットを配布して、慌しくなる年末の交通安全をお願いしました。

## 平成23年 三重県交通安全県民運動

期間：平成23年1月1日～同年12月31日までの1年間  
スローガン

**安全運転 いつも三重から あなたから**  
～ゆずりあい 一人ひとりの 心がけ～

〈年間重点目標〉

- ①高齢者の交通事故防止
- ②子どもの交通事故防止
- ③若年運転者の交通事故防止
- ④全ての座席のシートベルト・

チャイルドシートの正しい着用の徹底

- ⑤飲酒運転の根絶
- ⑥薄暮時の早めのライト点灯の推進
- ⑦反射材の普及
- ⑧自転車の安全利用の推進
- ⑨違法・迷惑駐車 の追放

・思いやりとゆずりあい で 1月1日(土)～12月31日(土)  
交通事故をなくす年間運動

・春の全国交通安全運動 5月11日(水)～5月20日(金)

・夏の交通安全県民運動 7月11日(月)～7月20日(水)

・秋の全国交通安全運動 9月21日(水)～9月30日(金)

・年末の交通安全県民運動 12月11日(日)～12月20日(火)

・夕暮れ時、ちょっと早めの  
ライト・オン運動 10月1日(土)～12月31日(土)

・交通事故死ゼロを目指す日

全国交通安全運動期間中に実施予定

・交通安全の日 毎月11日

・高齢者の交通安全の日 毎月21日(S・Sデー)  
(セーフティー・シルバー・デー)

・自転車安全対策強化日 毎月第一月曜日(S・Bデー)  
(セーフティー・バイシクル・デー)



## 平成22年度障害者福祉フォーラム三重の開催

平成22年11月28日障害者福祉フォーラム三重(第56回三重県身体障害者福祉大会)が桑名市市民会館で開催されました。

桑名市は三重県の北の端、南の方から参加して頂く人たちは早い時間から大変だったろうと思います。前日から泊りがけで紀宝町の皆さんは参加してくれました。のぞみの里の施設見学、有名な長島なばなの里で夜のイルミネーションのきれいを堪能されたと聞いています。

一部福祉大会は、午前功績のあった方々の表彰、大会宣言、決議も満場一致で採決されました。

二部福祉フォーラムは、フラダンスの華やかさ、読みがたり、落語、話術の違いを感じながら楽しいひとときを過ごして頂けたと思っています。

最後にこの日の為に一生懸命頑張って頂き大成功の内に幕を閉じられたのも皆さんの協力があったからこそです。(桑名市 細井五十鈴)

### 第56回三重県身体障害者福祉連合会会長表彰

- |             |              |             |              |
|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 1. 自立更生者    | 徳 竹 一 夫 いなべ市 | 西 川 喜里子 亀山市 | 3. 奉仕活動功労者   |
| 田 中 きく江 松阪市 | 森 和 男 川越町    | 宇留田 萬 眞 松阪市 | 大 迫 サヨ子 四日市市 |
| 堀 川 政 道 大台町 | 秦 利 隆 菰野町    | 坂 本 耕 一 伊勢市 | 西 谷 節 子 鈴鹿市  |
| 2. 団体育成功労者  | 伊 藤 清 高 四日市市 | 奥 山 堅 治 大紀町 | 三重デイジーの会 津市  |
| 河 野 正 仁 桑名市 | 朝 熊 久 子 亀山市  |             |              |

### スローガン 入選者

今こそみんなで手をとろう きっと未来は拓かれる  
思いやる心が 福祉の第一歩  
一人一人の思いやり 絆で結ぼう 福祉の輪  
交流を 広めて 活動意欲湧く

桑名市 西 村 健 二  
伊賀市 矢 口 正 一  
松阪市 山 下 博  
松阪市 尾 上 宗 市



## 12月3日、「障害者自立支援法」にかかる改正法案が成立

12月3日、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が、参議院厚生労働委員会並びに参議院本会議で可決し、法案が成立しました。

法案可決に際して、次の2点が付帯決議として盛り込まれました。

- 1) 平成25年8月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
- 2) 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。

### 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

#### ①趣旨 公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

#### ②利用者負担の見直し 平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

#### ③障害者の範囲の見直し 公布日施行

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

#### ④相談支援の充実 平成24年4月1日施行 ※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 一 相談支援体制の強化  
市町村に基幹相談支援センターを設置「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- 一 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

#### ⑤障害児支援の強化 平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 一 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

#### ⑥地域における自立した生活のための支援の充実 平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）

（その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除

- (2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
- (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例
- (4)事業者の業務管理体制の整備
- (5)精神科救急医療体制の整備等
- (6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日  
までの政令で定め  
る日から施行

## 三重県障がい者ふれあい交流会を開催

7月11日(日)～12日(月)かんぼの宿鳥羽において平成22年度三重県障がい者ふれあい交流会を開催しました。

県内各地から109名の参加があり、1日目は第27回東海テレビまわり賞受賞者（視覚）和田三千人さんの体験発表、山本会長による「障害を取り巻く生活環境～障害はすべての人に起こりえる～」と題した講演、「知ってください盲ろうについて」「歩道橋を考える」のDVD研修、夕食をしながら交流会、2日目は、♪音楽療法

士桐生小百合さんによる音楽療法、キーボード演奏に合わせて歌や楽器を使って体を動かして楽しく交流ができました。交流会を通じて障がい者がお互いを理解し合い助け合い励まし合うことで毎日の生活に生きがいと希望がもてます。来年も元気で会いましょうと声をかけながら閉会しました。

なお、この障がい者ふれあい交流会は、共同募金配分金を活用して実施しています。



# 受賞おめでとうございます

## ◆厚生労働大臣表彰

更生援護功労者

やま もと ゆき お  
**山本 征雄** 四日市市 肢体

日本身体障害者団体連合会副会長

事故による中途障害をきっかけとし、活動を開始。三重県身体障害者福祉連合会会長他、多数の役職に就任し、障害者の立場に立った施策の推進と提言を行っている。また、自らの理念の下、NPO法人を設立し、精力的に活動するほか、日本身体障害者団体連合会副会長として地方の声を中央に反映する活動が続けるなど、身体障害者の更生援護に尽力している。

い と う りゅう じ  
**伊藤 隆二** 志摩市

全国肢体不自由児・者父母の会連合会理事

昭和33年に生まれた実子に障害があったことで在宅障害児の支援をはじめ、障害福祉の向上に尽力。保護者の知識向上や社会啓発のため会報の発行や研修会を開催し、自助努力の必要性や障害福祉に対する知識の公知に努め、永年地域生活向上のための要望活動などを行った。また、養護学校卒業後の生活の場の充実として、光求園作業訓練所やはまゆう協同作業所を設立し障害者福祉事業を展開、障害者の地域生活を支援している。全国肢体不自由児・者父母の会連合会理事としては、全国で開催する大会や研修会等に尽力するなど幅広く活動している。

## ◆東海テレビ「ひまわり賞」

おお や たかし  
**大屋 隆** (57歳) 伊勢市 聴覚

三重県聴覚障害者協会会長  
東海聴覚障害者連盟理事

先天性聾啞の為、障がいの受容は比較的早かった。聾学校中等部の先生に勧められて以来40年間、新聞を隅々まで読んでいます。知識や情報を得ることを楽しむ一方で、障がい者が読解力をつけることの必要性を実感している。高等部3年では、生徒会長を務め、民主的運動の基礎を学び、多くの友人と交流を深める。卒業時にはその姿勢と活動が認められ、ヘレンケラー賞を授与される。高等部の写真クラブで写真技術を学び、マイカラーに就職する。

会社ではプリント業務を担い、全国のフジカラーのリバーサル手焼、プリント技術品質検査で、1位になる。職場の環境も少しずつ改善し、同僚と簡単な手話を使うようになる。会社の廃業後は高校の非常勤講師として手話や聴覚障がいについて教え、現在は三重県立聾学校の寄宿舎指導員として指導にあたっている。20歳からろうあ協会に入会し、差別をなくすよう積極的に運動し、平成20

年には、補聴器を付けても聞こえないろう者の自動車運転を条件付で認めさせる。昭和50年から三重県内の障害者団体の役員として活躍している。聞こえる人と聞こえない人が理解しあい、平等に生活していける社会を築くため、制度の構築や法律の改正に向けた運動を続け、若い世代の育成や啓発に携わっていききたいと語る。

ど い とし たか  
**土井 敏孝** (56歳) 御浜町 視覚

紀南視覚障害者福祉会 副会長

生まれながらに目が不自由で、7歳から親元を離れ、津市にある盲学校で寮生活を送る。帰省もままならない共同生活の中で、自立心、忍耐力、協調性を学び、学校の授業では思考力、理解力、行動力を身につけた。

盲学校の高等部、本科理療科へと進み、職業に就くための資格を取得した。奈良県で経験を積んだ後、郷里で鍼灸マッサージの治療院を開業する。

鍼灸マッサージを続けながら地域の障害者団体やサークル、ボランティア活動に積極的に参加し、ボランティアとしては鍼灸マッサージの技術を生かし、毎年2回老人ホームでの治療を続け、また点字教室の講師をこの10年間務めてる。

小学校の「ふれあい授業」では、視覚障がい者としての体験談を講演している。また熊野市や障害者相談支援センターの職員と協力して、地域の介護事業所に普及の進まないガイドヘルプサービスの提供をしてくれるよう運動している。今後は身に付けた技術と体験を生かした活動を通して、障がい者団体の方々との交流を深め、さらには自分が頑張る姿を示して、障がいを持つ人を勇気づけたいと語る。

## 第25回 障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門銀賞

柳瀬 肇 (桑名市) 河盛 進一 (鈴鹿市)  
ネー (おねだり) 舞舞蝶々



### ご協力をお願い

日頃は温かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業所は、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会協賛のもと、全国的組織で福祉事業を実施しています。皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

日本身体障害者団体連合会事業所  
(問合せ) 電話 (フリーダイヤル)  
**0120-263-323**